農業委員会会議録

児玉郡神川町農業委員会

開催	年月日》	及び開催場所		令	和2年3	月25日	神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室						
開譲	時刻 2	及び宣告者	午後1時30分					神川町農業委員会長			櫻澤 泰信		
閉会	時刻 2	及び宣告者			午後2時00分 神川町農業				農業委員会長 櫻澤 泰信				
議	議 長 櫻澤					議事参与制限委員数	養事参与制限委員数 O			傍聴人数 O			
出席した事	出席した事務局職員 ・事務局長 櫻澤		務局長	補佐 堀口	二三夫・	事務局主事補 岩井 亮介	个 書 記 事務局長補		佐 堀口 二三	夫・事務局主事補 岩	計 亮介		
	席次	氏 名		出欠	席次	氏 名	í	出欠	席次	氏	名	出欠	
	1	髙宮 和浩		0	9	松本 由紀子	<u>-</u>	0	4	岱	佐藤 文雄		
委	2	髙栁 義信		0	1 0	清水 武		0	5	齊藤 克美		0	
員	3	髙田 英夫		0	1 1	中井 健一		0	6	新	f井 英雄	0	
出	4	須川 朋和		0	1 2	野村 清太良	3	0	7	利	(山 政治	×	
欠	5	野村 千江子		0	1 3	櫻澤 泰信		0	8	Ė	橋、栄一	0	
状況	6	坂本 等		0	1	進藤 誠一		0	9	岩	﨑 喜久夫	0	
,,,,	7	長谷川 隆		0	2	木口 和久		0	10	言	橋 八夫	0	
	8	萩原 康広		0	3	四方田 芳泰		0	11		町田 貴	0	

会	議	事	項					
		議		長	それでは、定刻となりましたので、農業委員会会議規則第4条により会長が議長	長とな	茂木(課長)	事務局長
					り議事を進めていただきます。		13時30分	開会
					ただいまから、令和2年 第3回農業委員会の総会を開会したいと思います。			
					出席委員は、13名中13名の出席ですので、総会は、成立いたします。		出席委員数:	1 3 名
					それでは、議案に入りたいと思います。		欠席委員数:	0名
					日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。		傍聴人 :	0名
					神川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人の指名を	を行い	議事参与:	0名
					ます。議事録署名人は、4番 須川 朋和 委員、7番 長谷川 隆 委員にお願	願いし		
					ます。書記は、事務局の堀口、岩井両君を指名いたします。			
					つづきまして、日程第2第7号議案1番に移ります。			
					それでは事務局よりお願いします。			
					農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)		3条申請	
		事	務	局	議案書朗読			
		議		長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員から報告をいたします。			
	2番	髙	柳雪	委員	場所の説明ですが、○○の東側の線路沿いにあります。現況は麦が植わっておりま	して、		
					きれいに耕作されておりました。以上です。			
		議		長	ありがとうございます。それでは事務局より、説明をお願いいたします。			

;	会	議	事	項			備	考
			事	務	局	申請地につきましては、ただいま髙柳委員より報告があった通りでございます。		
						今回、贈与ということで、渡人が弟様、受人がお兄様という関係になっております。弟		
						様より相談がありまして、自分で管理できないので、農家であるお兄様のほうに譲り渡		
						したいということで申請がございました。購入後農地を利用すること、農業委員会の定		
						める下限面積も超えており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、申請を受理い		
						たしました。審議をよろしくお願いいたします。		
			議		툰	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地区		
			изх			担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。	 意見なし	
						ないようなので採決に移ります。第7号議案1番について、原案のとおり決定すること		
						に賛成の方は、挙手でお願いします。	全員賛成	
						全員賛成ということで、第7号議案1番については、原案のとおり決します。ありがと		
						うございました。		
							5 J 54	
						づきまして、2番に移ります。事務局より朗読をお願いいたします。 	3条申請	
			事	務	局	事務局朗読		
			議		長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員から報告をお願いいたします。		
		4 畨	須	川漬	5頁			
						おりましたが、経営のほうが厳しいということで、人に貸しておりました。それでも耕		
						作が厳しいということで、今回申請がございました。現況はきれいに耕運されておりま		
						した。よろしくお願いいたします。		

会	議	事	項		顛	末	備	考
		議		長	ありがとうございます。それでは事務局より、説明をお願	願いいたします。		
		事	務	局	申請地につきましてはただいま須川委員よりありました。 委員よりもありましたが、渡人が自作するのが厳しいといころ、譲り受けてもよいということで申請がございましたること、農業委員会の定める下限面積も超えていることがに該当しないため、申請を受理いたしました。審議の程。	いうことで、受人に相談したとた。受人は購入後農地を耕作すいら、農地法第3条第2項各号		
		議		長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。だ 担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手を ないようなので採決に移ります。第7号議案2番について に賛成の方は、挙手でお願いします。 全員賛成ということで、第7号議案2番については、原 とうございました。	して意見を述べてください。 て、原案のとおり決定すること	意見なし全員賛成	
					つづきまして、日程第3第8号議案に移ります。 なお、砂利採取案件ですので、1番から4番を一括で審議 それでは事務局よりお願いします。			
		事	務	局	農地法第5条の規定による許可申請について(対 議案書朗読	知事処分)	5条申請	

会 議 事 項	顛 末	備考
議長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員から報告をお願いいたします。	
高橋 推進委員	9ページをご覧いただきたいと思います。〇〇の右側の道に囲まれたところが申請地になります。田んぼ畑として現在利用されているところです。よろしくお願いいたします。	
議長	ありがとうございます。それでは事務局より、説明をお願いいたします。	
事務局	申請地につきましては、ただいま高橋推進委員よりありましたとおりでございます。 10ページを見ていただきますと、詳細図がございます。赤いところが砂利採取用地、 茶色い部分が運搬路、青いところが沈殿池、黄色いところが表土置場というようなかた ちで、砂利採取を行うようです。申請関係書類についてもすべてそろっておりましたの で、申請を受理いたしました。よろしくお願いいたします。	
議長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地区 担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。 ないようなので採決に移ります。第8号議案1番から4番について、原案のとおり決定 することに賛成の方は、挙手でお願いします。 全員賛成ということで、第8号議案1番から4番については、原案のとおり許可相当と して意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。	異議なし全員賛成
議長	つづきまして、第9号議案神川町農用地利用配分計画(案)に移ります。 それでは事務局よりお願いします。	農用地利用配分計画(案)
事務局	1 1 ページを開いていただきまして、農地中間管理事業についての案件になります。	

会議	事	項		備	考
			こちらは、現在耕作されている方から変更になる案件でございます。1番から10番までまとめて説明いたします。今回賃借権の設定を受ける方ですが、現在この農地を利用している方の親戚にあたる方で、まだ若い方なのですが、農業を学んでいたところから独立というような形で農地を引き継ぎます。次ページに行きまして、11番から14番について説明いたします。解約の申請がございまして、空いてしまっていた農地についての配分でございます。この農地についてはこの2名に引き続き耕作していただく形になりました。		
	議		長 ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。ないようなので採決に移ります。第9号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願いします。全員賛成ということで、第9号議案については、原案のとおり決しました。ありがとうございました。	意見なし	
			以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。 解 散(14時00分)		